栃木県における効果的な受動喫煙防止に係る基準

1. 基準の設定について

県では、健康増進法第 25 条で定める受動喫煙防止を推進することを目的に県内の施設(店)において「禁煙」・「分煙」について普及啓発を図り、効果的な受動喫煙防止対策を推進するために受動喫煙防止に一定の効果がある方法として、受動喫煙防止に係る基準を設定する。

2. 基準

「禁煙」・「分煙」は(1)敷地内禁煙、(2)建物内禁煙、(3)空間分煙に分類され、それぞれ以下に示す項目全てを満たすこととする。

- 現日至くを満たすこととする。 		
分類	項目	
(1) 敷地内禁煙	・敷地内(建物を含む)全てにおいて喫煙を禁止している。	
	・敷地内(建物を含む)に灰皿を置いていない。	
	・敷地内(建物を含む)全てにおいて喫煙を禁止していることを、入口付近で利用者	
	に分かりやすく表示している。	
(2)建物内禁煙	・建物内又はテナント内全てにおいて喫煙を禁止している。	
	・建物内又はテナント内に灰皿を置いていない。(テナントの場合は、屋内の共有部	
	分(廊下、ホール等)にも灰皿を置いていない。)	
	・建物内又はテナント内全てにおいて喫煙を禁止していることを、入口付近で利用者	
	に分かりやすく表示している。	
	・建物外に喫煙場所を設置する場合(※1)は、喫煙場所を利用者に分かりやすく表	
	示している。	
(3)空間分煙	煙 ・建物内又はテナント内において喫煙可能区域を設定し、フロアや仕切りで喫煙可能	
	区域と禁煙区域を明確に区分している(※2)。	
	・喫煙可能区域に、換気扇等たばこの煙を屋外に排出する排気装置があり、喫煙可能	
	区域から禁煙区域へのたばこの煙と臭いの漏出防止に配慮がなされている。なお、	
	判断が困難な場合は、禁煙区域から喫煙可能区域に向かって一定の空気の流れ(毎	
	秒 0.2m 以上)があることを確認する。	
	・喫煙可能区域以外に灰皿を置いていない。	
	・空間分煙を実施していることを、入口付近で利用者に分かりやすく表示している。	
	・禁煙区域と喫煙可能区域を、利用者に分かりやすく表示している。	
	・建物外に喫煙場所を設置する場合(※1)は、喫煙場所を利用者に分かりやすく表	
	示している。	

- ※1 建物外に喫煙場所を設置する場合は、建物内への煙や臭いの流入や、出入りする人の受動喫煙の可能性に十分配慮し、出入口から極力離して設置するものとする。
- ※2 出入口を除き、天井から床まで届く仕切りにより、喫煙可能区域を個室化している状態を言う。仕切りは、たばこの煙を通さない材質のものとする。また、出入口を通常開放している場合・通常閉鎖している場合とも、出入口を完全に開放した状態で禁煙区域から喫煙可能区域方向に一定の空気の流れ(毎秒 0.2m以上)があることとする。

【空間分煙として認められる例】

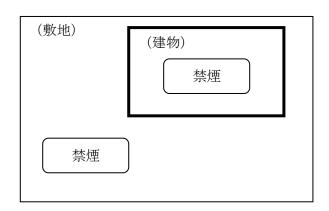
- ●フロアごとの区分(例:1階 禁煙、2階 喫煙)
- ●個室等部屋で区分している

【空間分煙として認められない例】

- ●席を分けただけの区分である(禁煙席、喫煙席)
- ●植物等のみで区分している

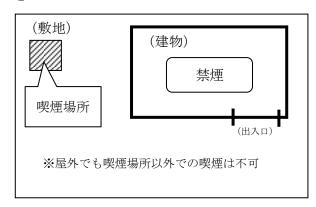
(参考)

- 1. 禁煙・分煙のイメージ図
- (1) 敷地内禁煙

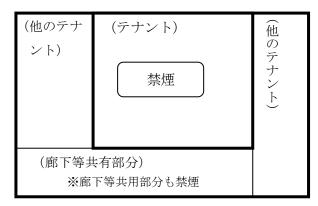


(2) 建物内禁煙

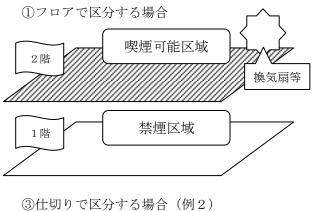
1



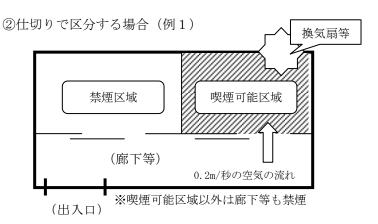
②テナントの場合



(3)空間分煙







2. 禁煙区域から喫煙可能区域に向かって一定の空気の流れ(毎秒 0.2m以上)を発生させるため、必要な 排気風量の目安について

必要な排気風量は、以下の計算式によって求められます。

必要な排気風量 (m³/時間) =開放部分面積 (m³) ×0.2 (m/秒) ×60 (秒) ×60 (分)

また、換気扇の羽根の直径による排気風量の目安は以下のとおりです。

羽根の直径 (cm)	標準換気扇の排気風量 (㎡/時間)
20	400~600
25	700~900
30	1,000~1,200

※メーカーにより若干異なる。

(平成17年度「効果的な空間分煙対策推進検討委員会」報告書(厚生労働省)による。)

(例) 出入口が高さ2m、幅1mの場合

必要な排気風量 (m³/時間) =開放部分面積 (2 m²) ×0.2 (m/秒) ×60 (秒) ×60 (分)

=1,440 m³/時間

→羽根の直径 25cm の換気扇 2 台で確保可能

【空気環境の測定について】

「とちぎ禁煙・分煙推進店登録制度」への登録においては、現地確認の際、風速計による気流の測定を行う (空間分煙の場合)。その他、以下についても要望があれば測定する。 ※取扱について説明の上、機器の貸出 しも可。

- 1 測定に使用する機器
 - ・浮遊粉じん測定:デジタル粉じん計
 - 一酸化炭素:ガス検知管
- 2 測定に係る環境条件
 - ・喫煙可能区域に喫煙者がいる状態(通常の利用状況を想定)で1回測定
- 3 測定

測定は、基本的に厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(平成14年6月)に基づき実施する。

- 喫煙可能区域内:
 - ①デジタル粉じん計を用いて測定した時間平均浮遊粉じんの濃度が 0.15mg/m³以下
 - ②ガス検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が 10ppm 以下

※この基準は、平成18年8月1日より適用する。(平成27年11月2日改正)